

# 下水道事業の国庫補助制度等

---

# (1) 下水道の補助制度

下水道法第34条 — ○下水道の設置又は改築に対して補助できることを規定

下水道法施行令第24条の2 — ○主要な管渠、終末処理場等の補助率を規定

- ・公共下水道: 管渠1/2、処理場1/2又は5.5/10
- ・流域下水道: 管渠1/2、処理場1/2又は2/3

○主要な管渠の範囲は、管渠の口径、下水排除面積、下水排除量等を基準として国土交通大臣が定めること規定

告示 — 【終末処理場】

- 門、さく、へいその他これらに類する施設を補助対象としないことを規定
- 用地、流入下水のポンプ施設、管理棟、覆がい施設、調査、測量、試験、設計については、補助率を1/2にすることを規定

【管渠】

○基本的となる主要な管渠の範囲を「別表」により規定

- ・「別表」は、合流式、分流汚水、分流雨水ごとに、指定都市、一般市、町村等の市町村の規模に応じて、主要な管渠の範囲を設定
- ・分流汚水の一般市、町村については、高度処理の実施の有無、水質汚濁防止法や湖沼水質保全特別措置法等の指定地域であるか否か、上水道の取水口より上流に位置するか否かなど、水質保全上の重要性等を勘案し、第1種、第2種、第3種に区分して、主要な管渠の範囲を設定

○総合的な浸水対策、総合的な地震対策、合流式下水道の緊急改善、公共下水道の重点的かつ早急な整備等、国として重点的に支援する必要があるものに係る主要な管渠については、別に定めることなどを規定

※上記のほかに、国として重点的に支援する必要があるもの等について、各種事業制度により補助を行っている。

# (1) 下水道の補助制度

○下水道事業への国庫補助については、下水道法にて設置・改築に補助を行うことができること、政令にて主要な管渠・終末処理場の補助率、主要な管渠の定め方を定め、告示にて具体的な主要な管渠等を定めている。

## 下水道法第34条

国は、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築を行う地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その設置又は改築に要する費用の一部を補助することができる。

## 下水道法施行令第24条の2

法第34条の規定による国の地方公共団体に対する補助金の額は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 公共下水道の設置又は改築に要する費用(第三号に掲げる費用を除く。) 次に掲げる費用の区分に応じ、それぞれに定める額

イ 公共下水道(特定の事業者の事業活動に主として利用される公共下水道(以下この項において「特定公共下水道」という。)を除く。)の主要な管渠及び終末処理場並びにこれらの施設を補完するポンプ施設その他の主要な補完施設の設置又は改築に要する費用(国土交通大臣が定める費用を除く。) 当該費用の額に2分の1(終末処理場の設置又は改築に要する費用で国土交通大臣が定めるものにあつては、10分の5.5)を乗じて得た額

ロ 略

二～四 略

2 前項第一号に規定する主要な管渠の範囲は、公共下水道を合流式と分流式とに区分して、管渠の口径、予定処理区域又は予定排水区域の面積、当該管渠の下水排除面積又は下水排除量を基準として国土交通大臣が定めるものとする。

## (2) 補助率の変遷

○下水道事業を含む公共事業においては、平成4年に補助率の恒久化が閣議了解されている。

✓ 公共事業等の補助率等の取扱いについて(平成4年12月21日閣議了解) 抄

公共事業に係る補助率等については、臨時行政改革推進審議会答申等を踏まえ、体系化・簡素化等の観点から、直轄事業にあつては2/3、補助事業にあつては1/2を基本として恒久化することとし、平成5年度から適用する。

✓ 下水道事業については、国の施策としての重要性・緊急性、受益範囲等を勘案し、以下の通り設定。

✓ 下水道事業の補助率の変遷

補助率恒久化

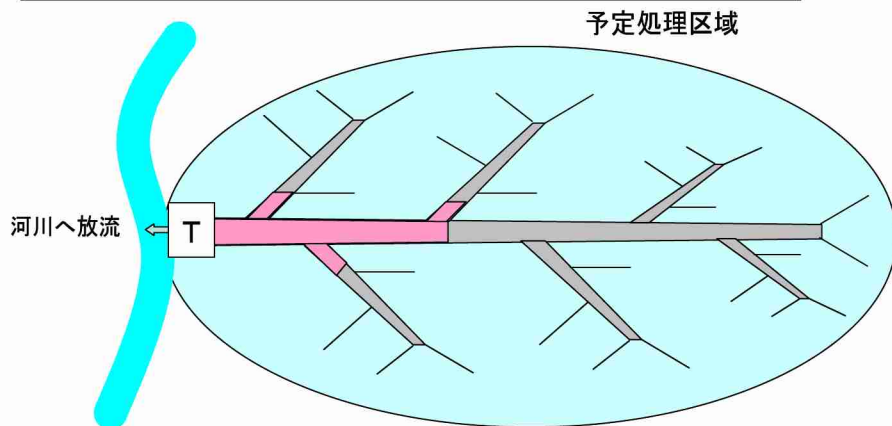


事業区分	施設区分	S59まで	S60	S61	S62~H2	H3~H4	H.5~
公共下水道	管きよ等	6/10	5.5/10	1/2	1/2	1/2	1/2
	処理施設	2/3	6/10	5.5/10	5.25/10	5.5/10	5.5/10
流域下水道(第1種)	管きよ等	2/3	6/10	5.5/10	5.25/10	5.5/10	1/2
	処理施設	3/4	2/3	6/10	5.75/10	6/10	2/3
流域下水道(第2種)	管きよ等	2/3	6/10	5.5/10	5.25/10	5.5/10	第1種と統合
	処理施設	2/3	6/10	5.5/10	5.25/10	5.5/10	

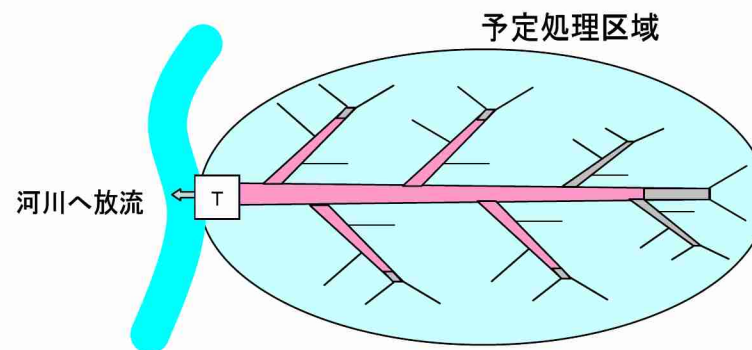
### (3) 基本的な補助対象

- 公共下水道の補助対象は、「**主要な管渠、終末処理場(門、さく、へいを除く)**」(及びこれらを補完する施設)の設置又は改築に要する費用。
- 主要な管渠の範囲は、**管渠の口径と下水排除面積(又は排除量)の大きさ**に基づいて設定。(告示の「別表」により、基本となる具体的な範囲を設定。)
- 告示の「別表」においては、都市の規模が小さくなるほど補助対象範囲が広がるように設定。

大規模な都市の主要な管渠の範囲のイメージ



町村の主要な管渠の範囲のイメージ



大規模な都市の「別表」の例 (分流式汚水 指定都市(甲))

指定都市(甲)

予定処理区域の面積 (ha)	口径 (mm)	下水排除量 (m <sup>3</sup> /日)
50未満	300以上	150以上
50以上 100未満	300以上	200以上
100以上 250未満	300以上	250以上
250以上 500未満	300以上	300以上
500以上 1000未満	300以上	400以上
1000以上 2000未満	350以上	600以上
2000以上 3000未満	350以上	1200以上
3000以上	350以上	2400以上

町村の「別表」の例 (分流式汚水 町村)

町村第1種

予定処理区域の面積 (ha)	口径 (mm)	下水排除量 (m <sup>3</sup> /日)
面積によらず	300以上	2以上

町村第2種

500未満	300以上	2以上
500以上	300以上	3以上

町村第3種

250未満	300以上	2以上
250以上	300以上	3以上

# (4) 「別表」の市町村区分の変遷

	昭和59年	昭和61年	平成3年	平成8年	平成15年	平成30年		
合流式下水道	指定都市	口径:1,200mm以上 下水排除面積:10ha以上	指定都市	指定都市	指定都市	指定都市(甲) 指定都市(乙)	指定都市(甲) 指定都市(乙)	口径:2,000mm以上 下水排除面積:40ha以上 口径:2,000mm以上 下水排除面積:40ha以上
	一般都市	口径:600mm以上 下水排除面積:1.0ha以上	一般市 町村	一般市 町村	一般市 町村	一般市 町村	一般市 町村	口径:350mm以上 下水排除面積:0.3ha以上 口径:300mm以上 下水排除面積:0.1ha以上
分流式下水道(汚水)	指定都市	口径:350mm以上 下水排除量:400m <sup>3</sup> /日以上	指定都市	指定都市	指定都市	指定都市(甲) 指定都市(乙)	指定都市(甲) 指定都市(乙)	口径:300mm以上 下水排除量:150m <sup>3</sup> /日以上 口径:300mm以上 下水排除量:100m <sup>3</sup> /日以上
	一般都市	口径:300mm以上 下水排除量:150m <sup>3</sup> /日以上	一般市(甲)	一般市(甲)	一般市(甲)	一般市(甲) 第1種	一般市(甲) 第1種	口径:300mm以上 下水排除量:15m <sup>3</sup> /日以上
						第2種	第2種	口径:300mm以上 下水排除量:20m <sup>3</sup> /日以上
						第3種	第3種	口径:300mm以上 下水排除量:25m <sup>3</sup> /日以上
			一般市(乙)	一般市(乙)	一般市(乙)	一般市(乙) 第1種	一般市(乙) 第1種	口径:300mm以上 下水排除量:5m <sup>3</sup> /日以上
						第2種	第2種	口径:300mm以上 下水排除量:10m <sup>3</sup> /日以上
						第3種	第3種	口径:300mm以上 下水排除量:15m <sup>3</sup> /日以上
			一般市(丙)	一般市(丙)	一般市(丙)	一般市(丙) 第1種	一般市(丙) 第1種	口径:300mm以上 下水排除量:2m <sup>3</sup> /日以上
						第2種	第2種	口径:300mm以上 下水排除量:2m <sup>3</sup> /日以上
						第3種	第3種	口径:300mm以上 下水排除量:3m <sup>3</sup> /日以上
町村	町村	町村	町村 第1種	町村 第1種	口径:300mm以上 下水排除量:2m <sup>3</sup> /日以上			
			第2種	第2種	口径:300mm以上 下水排除量:2m <sup>3</sup> /日以上			
			第3種	第3種	口径:300mm以上 下水排除量:2m <sup>3</sup> /日以上			
過疎市町村	過疎市町村	過疎	過疎	口径:300mm以上 下水排除量:2m <sup>3</sup> /日以上				
分流式下水道(雨水)	指定都市	口径:1,200mm以上 下水排除面積:10ha以上	指定都市	指定都市	指定都市	指定都市(甲) 指定都市(乙)	指定都市(甲) 指定都市(乙)	口径:1,200mm以上 下水排除面積:10ha以上 口径:1,200mm以上 下水排除面積:10ha以上
	一般都市	口径:600mm以上 下水排除面積:1.0ha以上	一般市及び町村	一般市及び町村	一般市	一般市	一般市	口径:300mm以上 下水排除面積:1.0ha以上
					町村	町村	町村	口径:300mm以上 下水排除面積:0.5ha以上
過疎市町村	過疎市町村	過疎	過疎	口径:300mm以上 下水排除面積:0.2ha以上				

※数値については、当該都市規模の中で予定処理(排水)区域面積が最も小さい場合に補助対象となる主要な管渠を示している。  
 なお、上記の表については、第5次下水道財政研究会以降の変遷について示している。

## (5) 「別表」以外の告示における補助対象

○告示の「別表」において補助対象とならない管渠であっても、国として重点的に支援する必要があるもの等については、別途、主要な管渠の設定を行っている。

主な施策	告示における規定	別に定める主要な管渠
総合的な浸水対策	6 四 総合的な浸水対策を講ずるため別に定めるところにより実施される事業により整備される公共下水道に係る主要な管渠は、別に定めることができるものとする。	『下水道浸水被害軽減総合事業』 ・指定市にあつては下水排除面積1ha以上、一般市にあつては0.5ha以上、町村にあつては0.25ha以上、過疎市町村にあつては0.1ha以上の貯留・排水施設 等
総合的な地震対策	6 五 総合的な地震対策を講ずるため別に定めるところにより実施される事業により整備される公共下水道に係る主要な管渠は、別に定めることができるものとする。	『下水道総合地震対策事業』 ・防災拠点、避難地、要配慮者関連施設と終末処理場とを接続する管渠の耐震化事業 ・緊急輸送路、避難路、軌道、河川の下に埋設されている管渠の耐震化事業 等
合流式下水道の緊急改善	6 六 合流式下水道を緊急に改善するため別に定めるところにより実施される事業により整備される公共下水道に係る主要な管渠は、別に定めることができるものとする。	『合流式下水道緊急改善事業』 ・きょう雑物等の除去施設 ・雨水貯留施設 ・遮集管渠 ・分流化に係る管渠
公共下水道の重点的かつ早急な整備	6 八 公共下水道を重点的かつ早急に整備するため別に定めるところにより実施される事業により整備される公共下水道に係る主要な管渠は、別に定めることができるものとする。	『下水道整備推進重点化事業』 ・重点アクションプランに位置付けられた汚水に係る管渠について、交付対象の市町村区分を格下げ（交付対象管渠を拡大）
汚水処理の衛生処理システムの概成後の汚水管渠の維持更新	6 十一 汚水処理の衛生処理システムの概成後においては、重要な公共用水域の水質保全等のために特に必要がある場合等を除き、汚水に関する下水道管渠の維持更新（管渠の排除能力又は水質改善機能の増強を伴わないものに限る。）のうち、新規事業分については、国庫補助負担事業を廃止する。	—

【平成14年6月25日：経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002（閣議決定）】

- ・ 国庫補助負担事業の廃止・縮減について、内閣総理大臣の主導の下、各大臣が責任を持って検討し、年内を目処に結論を出す。
- ・ 国庫補助負担金、交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討し、それらの望ましい姿とそこに至る具体的な改革行程を含む改革案を今後一年以内を目処に取りまとめる。

## (6) その他の補助対象等

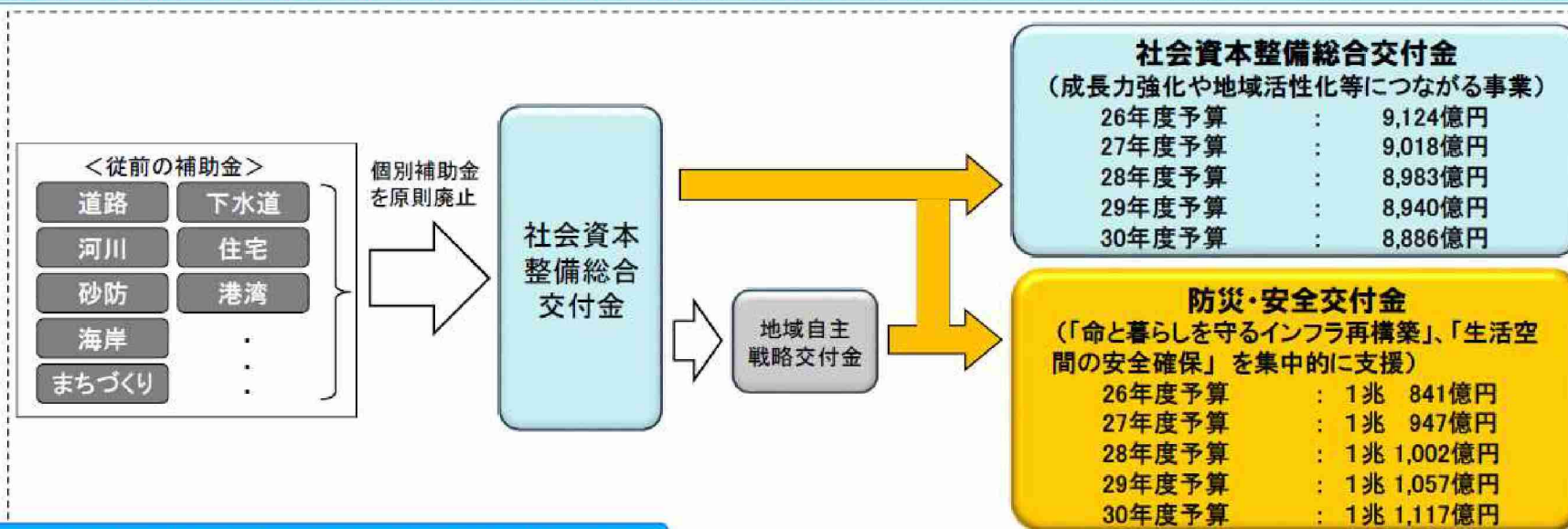
○告示において補助対象とならない下水道施設であっても、国として重点的に支援する必要があるもの等については、補助対象の拡充等を行っている。

主な事業制度	事業の概要	補助対象拡大等の内容(例)
下水道ストックマネジメント支援制度	計画的な点検・調査及び修繕・改築を行うことにより持続的な下水道機能の確保とライフサイクルコストの低減を図る。	・「下水道ストックマネジメント計画」の策定を支援するとともに、施設の改築に対する補助を「下水道ストックマネジメント計画」に基づくものに限定
下水道広域化推進総合事業	下水道を含む汚水処理の広域化・共同化に係る計画策定から施設整備まで総合的に支援し、下水道事業の一層の効率化を推進する。	・下水道を含む汚水処理の広域化・共同化に係る計画策定 ・し尿受入施設の整備 等
下水道エネルギー・イノベーション推進事業	下水道の有する資源・エネルギーの有効活用に係る計画策定から施設整備まで総合的に支援し、下水道事業の経営改善及び地球温暖化防止に貢献する。	・下水道資源の有効利用に係る計画策定 ・下水熱の利用するための熱交換施設、送水施設、ポンプ施設の整備 ・下水汚泥と他のバイオマスを集約処理し、バイオガスをエネルギーとして処理場内で活用するための消化施設、消化ガス利用施設の整備 ・渇水時に下水処理水を緊急的に使用するための取水施設、緊急的処理水送水施設等の整備 等
新世代下水道支援事業	良好な水循環の維持・回復、情報化社会への対応等、下水道に求められている新たな役割を積極的に果たしていくことを目的とした事業を推進する。	・下水処理水を再生水として利用するための処理施設、送水施設、ポンプ施設、貯留施設の整備 ・雨水流出抑制や地下水涵養を図るための雨水貯留浸透機能を有する管渠等の設置・改造、雨水流出抑制施設の設置 ・雨水渠や都市下水路等を活用した良好な水辺空間を整備するための、せせらぎ水路、植栽、遊歩道、四阿、魚巢ブロック等の整備 等



## (7) 交付金制度

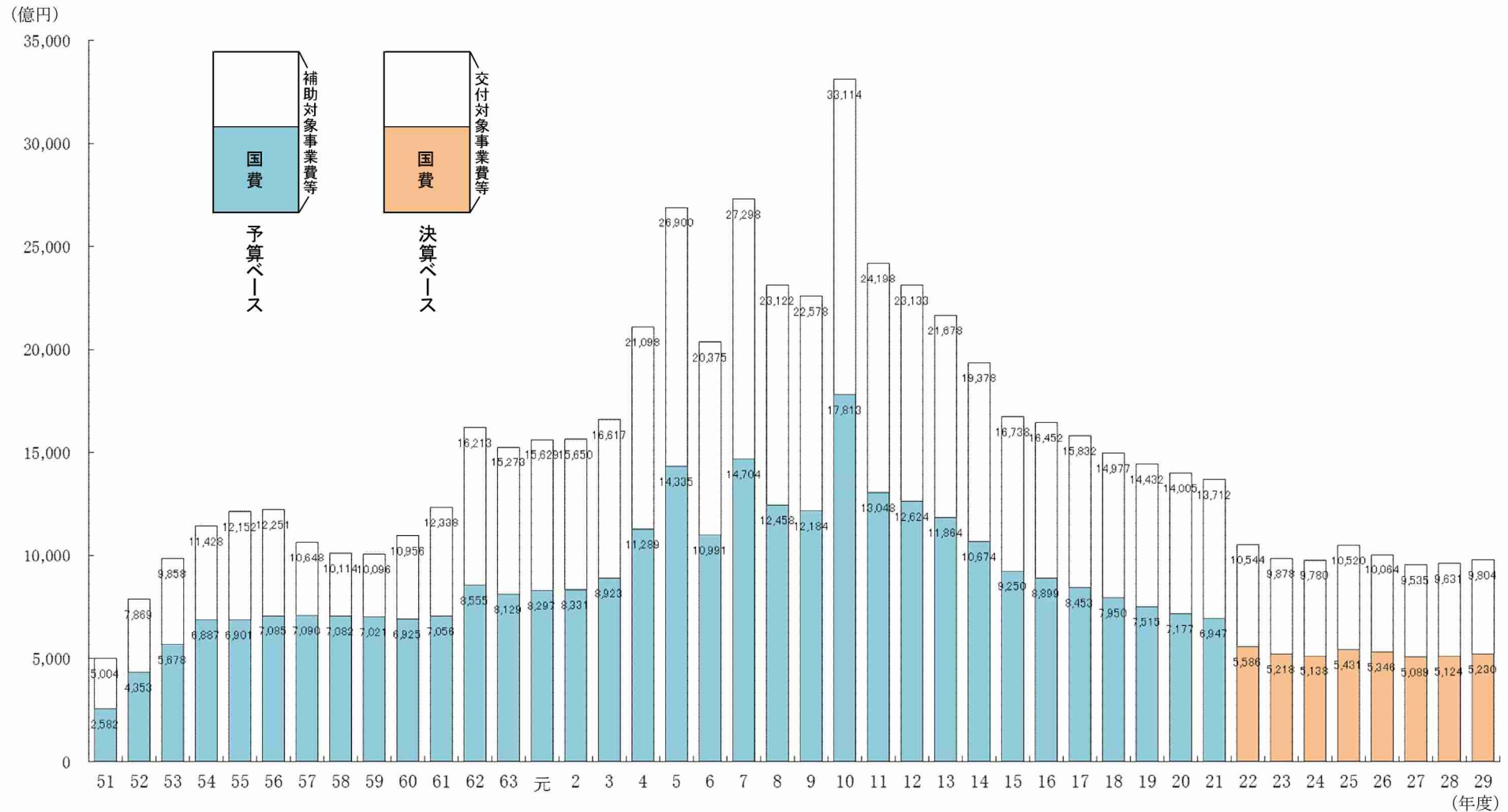
- ◇ **社会資本整備総合交付金**は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって**自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金**として平成22年度に創設。
- ◇ **防災・安全交付金**は、**地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策や、事前防災・減災対策の取組み、地域における総合的な生活空間の安全確保の取組みを集中的に支援**するため、平成24年度補正予算において創設。



### 両交付金の特長(個別補助金との違い)

- ◇ これまで事業別にバラバラで行ってきた関係事務を一本化・統一化。
- ◇ 交付対象となる基幹事業(道路、河川等の16事業)の要件(内容や規模等)は交付要綱に規定。
- ◇ 地方公共団体は、計画期間内における事業等の実施により実現しようとする計画の目標を設定し、「社会資本総合整備計画」を作成。
- ◇ 地方公共団体が、自ら整備計画の事前評価・事後評価を実施し、公表。
- ◇ 計画に位置付けられた事業の範囲内で、地方公共団体が国費を自由に充当可能。
- ◇ 基幹となる社会資本整備事業の効果を一層高める事業についても、一定の範囲内で創意工夫を生かして実施可能。

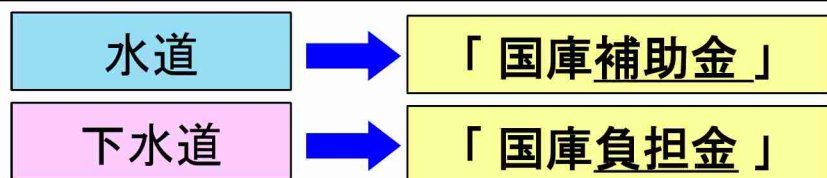
# (8) 下水道事業予算の推移



- (注) 1. 17年度以降は、地方創生汚水処理施設整備推進交付金（旧・汚水処理施設整備交付金）の実績額を含む。  
 2. 21年度以前は、国土交通省下水道部が当該年度に配分した国費（補正予算を含む）の集計値である。  
 3. 22年度以降は、地方公共団体が当該年度に執行した国費の集計値である。  
 4. 24年度以降は、沖縄振興公共投資交付金及び東日本大震災復興交付金等の実績額を含む。

○地方財政法上、地方公共団体の経費に対する国の支援には、国が地方に対して恩恵的、支援的に交付する「国庫補助金」と、国が当然の義務として負担する「国庫負担金」に区分されている。

○水道は「国庫補助金」、下水道は「国庫負担金」と整理されており、国費の性格が異なる。



## ■ 地方財政法

(国がその全部又は一部を負担する建設事業に要する経費)

### 第十条の二

地方公共団体が国民経済に適合するように総合的に樹立された計画に従って実施しなければならない法律又は政令で定める土木その他の建設事業に要する次に掲げる経費については、国が、その経費の全部又は一部を負担する。

- 一 道路、河川、砂防、海岸、港湾等に係る重要な土木施設の新設及び改良に要する経費
- 二 (略)
- 三 重要な都市計画事業に要する経費
- 四 ~六 (略)

(補助金の交付)

### 第十六条

国は、その施策を行うため特別の必要があると認めるとき又は地方公共団体の財政上特別の必要があると認めるときに限り、当該地方公共団体に対して補助金を交付することができる。

## ■ 地方財政法逐条解説

### 第十条の二

- ・「負担金」とは、恩恵的ないわばくれてやる金ではなく、国と地方公共団体とに密接な関連をもつ事務について、共同責任という観点から国が義務的に支出すべきいわゆる割り勘的な経費である。
- ・国が負担すべき経費については、第十一条の規定により、その種目、算定基準及び負担割合を法律又は制令で定めなければいけないこととなっている。

### 第十六条

- ・ここでいう補助金は、国と地方の負担区分に基づいて国が地方公共団体に支出する負担金とはその性質をまったく異にするものである。
- ・すなわち、負担金は、国がいわば割勘的に当然の義務として負担するものであるのに対し、補助金は、国が地方公共団体に対しいわば恩恵的ないし援助的に交付するものであるといえる。

# (9) 下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト)

- 下水道における重要な課題の解決のためには、効率的かつ効果的な新技術の導入を促進していくことが重要であるが、事業主体である地方公共団体においては、リスクを考慮し、導入実績のない新技術を採用することについて、慎重であり、新技術の導入が進みにくい。
- このため、国自らが主体となって、下水道における低炭素・循環型社会構築やライフサイクルコスト縮減等に資する革新的な技術を検討・実証し、ガイドライン化を図り、多くの地方公共団体における当該技術の導入促進を図ることを目的に、下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト)を実施している。

## 革新的技術の全国展開の流れ

### 民間企業

- 低炭素・循環型社会の構築やライフサイクルコスト縮減、浸水対策等を実現する革新的技術の開発

### 国土交通省

### B-DASHプロジェクト

- 地方公共団体の下水道施設において、革新的技術の普及可能性等を検討すると共に、国が主体となって、実規模レベルの施設を設置し、技術の適用性等を検討・実証
- 当該新技術を一般化し、ガイドライン化

＜国土交通省＞  
予算の範囲内で、社会資本整備総合交付金を活用し導入支援

### 自治体

- 実際の下水処理場に、新技術を導入

## 超高効率固液分離技術を用いたエネルギーマネジメントシステムに関する実証事業

概要：超高効率固液分離、高温消化、スマート発電システム等を組み合わせ、高効率に下水汚泥のエネルギー利用をするためのシステム技術  
実証フィールド：大阪市中浜下水処理場

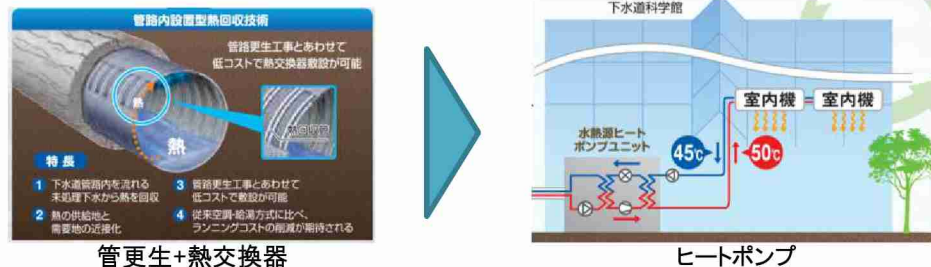


超高効率固液分離槽      高温消化槽      スマート発電システム

【導入実績】 秋田県、大船渡市、小松市 等へ導入

## 管路内設置型熱回収技術を用いた下水熱利用に関する実証事業

概要：管更生と熱交換器設置を同時施工して、未処理下水から熱回収し、回収熱をヒートポンプを介して建造物の空調(暖房・冷房)や給湯に利用する技術  
実証フィールド：大阪市海老江下水処理場



管更生+熱交換器      ヒートポンプ

【導入実績】 仙台市、新潟市、大津市 等へ導入

※平成30年度までに、41の技術(実規模実証)を採択。20のガイドラインを国土技術政策総合研究所のHPに公表。

# (10) 下水道におけるPPP/PFI導入に向けた国交省の支援 国土交通省

- 厳しい財政状況や執行体制の中で、下水道の効率的な整備・管理及び持続可能性を確保するため、民間の資金やノウハウの導入を促進することが不可欠。
- 下水道事業に係るPPP/PFI導入に先行的に取り組む地方公共団体を支援し、モデルとして水平展開すること等により、コンセッション方式等のPPP/PFIの検討・導入を全国的に促進する。

## 【事業概要】

＝モデル都市＝ ←PPP/PFI導入に向けた案件形成支援

**導入可能性調査**

- ・下水道事業の課題抽出・業務洗い出し
- ・民間企業サウンディングを通じたPPP/PFI手法検討
- ・PPP/PFI導入効果の定量的分析

**実施段階の支援**

コンセッション事業実施に係る

- ・実施方針の作成
- ・募集要項の作成 等

## 【モデル都市支援実施状況】

H29 年度	三浦市、宇部市、小松市 須崎市、奈良市、赤磐市 周南市、津幡町、富士市
H28 年度	三浦市、宇部市、小松市

＜内部検討や実施方針作成等の支援による案件形成の支援対象先＞



＜下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会による横展開＞